

令和7年9月1日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合

19歳以上23歳未満の方の
被扶養者認定における年間収入要件変更について

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえて、令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)の認定要件のうち、年収の金額が変更されます。

【適用日】

令和7年10月1日

【変更点】

19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)の認定基準額が
年収130万円未満から年収150万円未満※へ引き上げられます。

※年間累計だけでなく、月あたり125,000円を超える収入を見込む場合も基準超過です。

【留意事項】

- (1) 年収以外の被扶養者としての要件に変更はありません。被扶養者となるためには、全ての要件を満たしている必要があります。
- (2) 学生でない方、被保険者の子以外の方(弟妹や孫等)も要件を満たせば対象となります(被保険者の配偶者を除く。)
- (3) 年齢は、その年の12月31日現在の年齢で判定します。
例) 令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合、令和7年(暦年)における年間収入要件は150万円未満となる。

なお、10月1日以降に被扶養者異動届を提出された場合であっても、認定事由の発生日が9月30日以前のものについては、現行要件の130万円未満で判定することとなります。

以上